

## 上智大学短期大学部学生懲戒規程

制定 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、上智大学短期大学部学則第57条第3項、第58条第1項に基づき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象)

第2条 懲戒の対象となり得る行為は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 社会的秩序を乱す行為
- (3) ハラスメントに該当する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 定期試験等における不正行為
- (6) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (7) 学生及び教職員の正当な教育研究活動等を妨害する行為
- (8) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (9) その他学生の本分に反する行為

2 前項第3号に定める行為のうち、上智学院ハラスメント防止等に関する規程第2条第1号に該当する行為は、当該規程その他の関連規程を適用する。

3 本条第1項第5号に定める行為については、定期試験期間中の筆記試験における不正行為に関する処分規程を適用する。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を喪失させること
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めず学生の教育課程の履修及び課外活動等を禁止すること
- (3) 譴責 文書により注意を与え、将来を戒めること

2 前項第2号により停学に処した場合、当該停学の期間は修業年限に算入しないものとする。

3 学生は、第1項第2号又は第3号の処分が行われた場合は、反省文を学長に提出しなければならない。

(厳重注意)

第4条 前条の懲戒に相当しない場合であっても、科長は、学生の本分について反省を促すため、口頭により厳重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第5条 科長は、所属する学生に懲戒の対象となり得る行為があったと認める場合には、速やかにその事実関係を確認し、報告書を学長に提出するものとする。

2 科長は、事実関係の調査に際し、調査の対象となる学生に対してその旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。学生が心身の故障その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、文書によるものとする。ただし、当該学生が弁明を放棄したときはこの限りではない。

3 事実関係の調査においては、必要に応じて関係者等から事情を聞くことができる。

(学生懲戒委員会の設置)

第6条 学長は、前条の報告書を受領したときは、必要により速やかに学生懲戒委員会を設置し、懲戒の可否等を審議させるものとする。

2 学生懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 科長

(3) 事務センター長

(4) その他、学長が指名した教職員

3 学生懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、学生懲戒委員会を招集し、その議長となる。

5 懲戒委員会には、第2項に定める委員のほか、委員長が必要と認める場合に、外部有識者を含む委員を加えることができる。

(学生懲戒委員会の審議)

第7条 学生懲戒委員会は、報告書等に基づき審議するものとし、必要があると認めるときは、当該学生及び関係者等から事情聴取を行い、又は資料等の提出を求めることができる。

(懲戒案の作成)

第8条 学生懲戒委員会は、当該事案について、懲戒の可否、懲戒の内容等の処分案（以下「処分等案」という。）を作成し、学長に提出しなければならない。

2 前項の処分等案には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断及び懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会の定足数等)

第9条 学生懲戒委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、前条第1項の処分等案を作成するにあたっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、学生懲戒委員会から提出された処分等案を参酌し、懲戒処分を決定するものとする。

2 学長は、停学に処した学生に対して、反省の程度及び就学意欲等を総合的に判断して、有期停学期間の変更又は無期停学の解除を行うことができる。

3 学長は、前2項の決定を行うにあたり、教授会の意見を徴するものとする。

4 学長は、第1項又は第2項の決定をした時は、速やかにその決定内容を科長に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた科長は、通知について教授会に報告するものとする。

(懲戒処分の告知)

第11条 懲戒処分の告知は、学長が学生に対し、文書により行うものとする。

2 前項の告知文書は、処分内容及び処分の理由を記載したものとする。

3 懲戒処分については学籍原簿に記録し、学生番号を10日間学内に公示する。

(懲戒処分の効力)

- 第12条 懲戒処分の効力は、原則として前条の告知文書を学生に交付したときに生じるものとする。
- 2 懲戒処分の内容として特別に効力の発生日を決定している場合は、その決定を優先するものとする。

(異議申し立て)

- 第13条 懲戒処分の告知を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見があるときに限り、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の異議申し立てがあったときは、学生懲戒委員会に付議するものとする。
- 3 学生懲戒委員会は、前項の異議申し立てについて審査し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 4 異議を申し立てた学生は、文書により意見を述べ、資料を提供することができる。
- 5 学長は、第3項の報告を参酌し、異議申し立ての棄却又は懲戒処分の取り消し若しくは変更を決定するものとする。
- 6 学長は、前項の決定を行うにあたり、教授会の意見を徴するものとする。
- 7 学長は、第5項の決定を、異議を申し立てた学生に対し、文書により通知するとともに、科長に通知するものとする。
- 8 科長は、前項の通知に基づき、教授会に報告するものとする。

(学生の懲戒にかかる事務)

- 第14条 学生の懲戒にかかる事務は、短期大学部事務センターが行うものとする。

(規程の改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附則

- この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。